

## 茂原市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、茂原市国際交流協会（以下「協会」という。）という。

(目的)

第2条 協会は、国籍を問わず茂原市及びその周辺に居住する市民等の相互交流や、姉妹都市交流を始めとする友好交流活動並びに、多文化共生社会の構築を推進し、もって地域社会の国際化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流の推進に係る情報収集、意識啓発及び機会の提供に関する事業
- (2) 多文化共生に係る啓発及び研修に関する事業
- (3) 友好交流活動の推進に関する事業
- (4) 在住外国人等に対する支援に関する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 会員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 茂原市およびその周辺に在住、在勤または通学する個人
  - ①一般会員
  - ②学生会員
  - ③家族会員（一般会員の同居家族）
- (2) 団体会員 茂原市およびその周辺で活動する団体
- (3) 賛助会員 個人若しくは団体または法人で、協会の発展を賛助するもの
  - ①個人賛助会員
  - ②団体賛助会員
  - ③法人賛助会員

2 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出するものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会活動において次の各号のいずれかに該当すると判断される場合は、入会を認めない。

- (1) 営利を目的とする場合
- (2) 政治活動を目的とする場合
- (3) 宗教活動を目的とする場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか会長が不相当と認める場合

4 会長は、次の各号の一つに該当する会員を理事会の承認を得て除名することができる。

- (1) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 協会の信用を著しく損なう行為があったと認められたとき。
- (3) 第3項の各号のいずれかに該当すると認められたとき。

(4) その他、会員としてふさわしくないと認められたとき。

(会費)

第5条 会費は、年額とし、以下の分類による額とする。

(1) 個人会員

①一般会員 一口2,000円

②学生会員 一口1,000円

③家族会員 一口1,000円

(2) 団体会員 一口10,000円

(3) 賛助会員

①個人賛助会員 一口2,000円

②団体賛助会員 一口5,000円

③法人賛助会員 一口5,000円

2 年度途中において脱会した場合でも、会費は返還しないものとする。

(理事)

第6条 協会に理事を置き、協会の会務を審議する。

2 理事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 理事は15名以内とし、会員の中から理事会が推薦した者を総会において承認を得る。

4 任期途中において理事が欠けた場合は、理事会において後任者を選任することができ、その任期は前任者の残任期間とする。

(監事)

第7条 協会に監事を置き協会の事業及び会計を監査する。

2 監事の任期は2年とする。

3 監事は2名とし、総会において会員の中から選出する。

4 任期途中において監事が欠けた場合は、理事会において後任者を選任することができ、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 協会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 2名

2 役員は任期は理事の任期とする。ただし、再任は妨げない。

3 役員は理事の中から互選し、総会の承認を得る。

4 任期途中において役員が欠けた場合は理事会において後任者を選任することができ、その任期は前任者の残任期間とする。

5 会長は協会を代表し会務を統括する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職を代理する。

7 会計は協会の会計事務をつかさどり、予算及び決算に関する書類を作成する。

(会議)

第9条 協会の会議は、総会、理事会及び役員会とし、会長がそれぞれの会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第10条 総会は、会長が年1回招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会において決議または承認する事項は次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること
- (3) 規約の改正に関すること
- (4) 理事及び監事の選任に関すること
- (5) 役員承認に関すること
- (6) その他会長が必要と認める事項

(理事会)

第11条 理事会は理事をもって構成し、会長が随時招集する。

2 会長が必要と認めるときは、構成員以外の出席を求めることができる。

3 理事会において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 専門部会の担当理事の選任に関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項

(役員会)

第12条 役員会は役員をもって構成し、会長が随時招集する。

2 会長が必要と認めるときは、構成委員以外の出席を求めることができる。

3 役員会において協議する事項は次のとおりとする。

- (1) 理事会に付議する事項
- (2) 協会の活動を円滑に進めるための連絡・調整に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(専門部会)

第13条 理事会は、協会の事務を推進するため、次の専門部会を設置する。

- (1) 総務部会
- (2) 日本語学習部会
- (3) 研修部会
- (4) 交流部会
- (5) 国際理解部会

- 2 前項各号の専門部会は、別表に掲げる分掌事項の実施にあたる。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、担当理事がこれにあたる。

(会計)

第14条 協会の経費は、会費、行事等の参加費及びその他の収入をもってあて、その会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第15条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附則 この規約は、平成24年4月26日から施行する。

附則 平成27年5月16日一部改正

附則 平成28年5月21日一部改正

附則 平成30年4月21日一部改正

(別 表)

規約第13条第2項に定める専門部会の分掌事項は以下のとおりとする。

(1) 総務部会

- 協会ニュースの発行やホームページの管理など協会のPRに関すること。
- 会員の勧誘、募集及び育成に関すること。
- 会員の意識啓発や会員への各種連絡に関すること。
- 各専門部会共通イベントの企画運営に関すること。
- 市民への国際化の普及に関すること。

(2) 日本語学習部会

- 在住外国人を対象とする日本語教室に関すること。
- 在住外国人の子供達への日本語支援に関すること。
- 本部会に係わる教室等の参加者との交流に関すること。
- 外国人の生活相談に関すること。

(3) 研修部会

- 外国語や外国文化に関する研修に関すること。

(4) 交流部会

- 在住外国人との交流に関すること。

(5) 国際理解部会

- ホームステイ及びホームビジットの受け入れに関すること。
- 姉妹都市との交流に関すること。
- 各国の文化等の理解を深めること及び紹介に関すること。
- 日本文化の理解を深めること及び紹介に関すること。